

山口県報

平成27年
1月9日
(金曜日)

目次

- 告示
土地収用法の規定に基づく事業の認定（監理課）……………一
- 公告
平成二十六年山口県補正予算の要領の公表（財政課）……………二
- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請（二件）（県民生活課）……………六
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請（県民生活課）……………六
- 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出（商政課）……………六
- 雑報
県報の正誤（平成二十六年十二月二十四日山口県告示第四百十九号）……………七



山口県告示第二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成二十七年一月九日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 起業者の名称
岩国市
- 二 事業の種類
平田住民ホール等駐車場整備事業
- 三 起業地

(一) 収用の部分

岩国市平田三丁目地内
使用の部分
なし

四 事業の認定をした理由

(一) 法第二十条第一号関係

平田住民ホール等駐車場整備事業（以下「本件事業」という。）は、法第三条第三十一号及び第三十二号に掲げる施設に関するものである。

(二) 法第二十条第二号関係

本件事業の起業者である岩国市は、一般会計により予算措置を講じていることから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有する者であると認められる。

(三) 法第二十条第三号関係

ア 本件事業の施行により得られる利益は、駐車場を拡張整備して平田出張所、平田供用会館及び平田住民ホールの利用者の利便性を確保することにより、これらの施設の有効活用が図られることである。

イ 本件事業の施行により失われる利益は、本件事業に係る施設（以下「本件施設」という。）を整備することにより、周辺環境が影響を受けることである。しかし、起業者の調査によれば、起業地の周辺において、起業者が保護のための特別の措置を講ずべき動植物及び文化財は存しないことから、本件事業が周辺環境に与える影響は軽微なものであると考えられる。

ウ 本件事業の起業地は、本件施設の利用者の利便性が高いこと等を条件として、三案について比較検討した上で選定されている。

エ 以上のことから、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものであると認められる。

(四) 法第二十条第四号関係

ア 本件事業は、駐車場を拡張整備して平田出張所、平田供用会館及び平田住民ホールの利用者の利便性を確保することによりこれらの施設の有効活用を図るため早急に実施されるべき事業である。

イ 本件事業の起業地の範囲は、本件施設の規模等に比して必要最小限のものであると認められる。

ウ 以上のことから、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があるものであると認められる。

五 起業地を表示する図面の縦覧場所
岩国市市民生活部市民協働推進課



(四) 平成二十六年度山口県補正予算の種類の公表

平成二十六年十一月山口県議会定例会及び議決された平成二十六年度山口県補正予算の
 種類は、次のとおりです。

平成二十七年一月九日

山口県民部 平 岡 匡 宣

平成26年度山口県一般会計補正予算(第4号)

平成26年度山口県の一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,065,332千円を追加し、歳入歳出
 予算の総額を歳入歳出それぞれ693,055,524千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出
 予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り
 越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

歳 入	項 目	補 正 額	補正前の額	計
7分担金及び負担金		6,762	3,504,073	3,510,835
	1分 担 金	△836	196,392	195,556
	2負 担 金	7,598	3,307,681	3,315,279
8使用料及び手数料		△72	8,388,104	8,388,032
	1使 用 料	△72	5,989,620	5,989,548
9国庫支出金		403,411	80,162,974	80,566,385
	1国庫負担金	182,820	32,652,015	32,834,835
	2国庫補助金	215,679	44,932,016	45,147,695

歳 入	款 項	補 正 額	補正前の額	計
12繰 入 金	3委 託 金	4,912	2,578,943	2,583,855
	1特別会計繰入金	745,257	37,791,438	38,536,695
	2基金繰入金	△18,704	6,372,057	6,353,353
13繰 越 金	1繰 越 金	763,961	31,419,381	32,183,342
	6雑 入	861,377	451,842	1,313,219
14諸 収 入	1繰 越 金	861,377	451,842	1,313,219
	6雑 入	48,597	78,759,481	78,808,078
	合計	48,597	5,823,838	5,872,435
歳 入 出	合計	2,065,332	690,990,192	693,055,524
歳 費	1議 会 費	7,172	1,506,633	1,513,805
	1議 会 費	7,172	1,506,633	1,513,805
2総 務 費	1総務管理費	215,073	29,663,012	29,878,085
	2企画調整費	137,856	11,258,198	11,396,054
	3徴 税 費	35,274	7,139,789	7,175,063
	4市町村振興費	10,723	6,266,879	6,277,602
	5選 挙 費	9,260	1,582,471	1,591,731
	6防 災 費	1,116	995,053	996,169
	7統計調査費	△2,148	1,482,039	1,479,891
	8人事委員会費	11,011	607,145	618,156
	9監査委員費	4,760	135,386	140,146
3民 生 費	9監査委員費	7,221	196,052	203,273
	1社会福祉費	69,019	90,449,197	90,518,216
	4児童福祉費	35,304	74,698,430	74,733,734
	7生活保護費	17,867	14,452,560	14,470,427
	1公衆衛生費	15,848	1,242,835	1,258,683
	4環境衛生費	98,214	22,203,899	23,345,952
	7保健所費	27,235	7,052,469	7,150,683
	8医 薬 費	4,100	5,987,236	6,014,471
	10病 院 費	1,012,504	2,286,430	2,290,530
	10病 院 費	0	5,069,055	6,081,559
	10病 院 費	0	1,808,709	1,808,709

5 勞 働 費	1 勞 政 費	5,518	4,130,569	4,136,087
	2 職業能力開発費	2,502	1,390,422	1,392,924
	4 労働委員会費	2,943	1,470,197	1,473,140
6 農 林 水 産 業 費		73	119,632	119,705
	1 農 業 費	25,564	33,980,729	34,006,293
	2 畜 産 業 費	△30,950	11,431,506	11,400,556
	3 農 地 費	△673	412,746	412,073
	4 林 業 費	20,516	9,187,672	9,208,188
	5 水 産 業 費	6,588	7,822,396	7,828,984
7 商 工 費		30,083	5,126,409	5,156,492
	1 商 業 費	21,728	70,903,033	70,924,761
	2 工 鉱 業 費	△7,787	2,336,863	2,329,076
	3 観 光 費	3,787	67,900,313	67,904,100
8 土 木 費		25,728	665,857	691,585
	1 管 理 費	7,620	75,879,925	75,887,545
	5 都 市 計 画 費	3,617	7,287,598	7,291,215
	6 住 宅 費	2,169	4,980,170	4,982,339
	1 警 察 管 理 費	1,834	3,627,298	3,629,132
9 警 察 費		133,292	38,654,645	38,787,937
	1 警 察 管 理 費	133,292	35,851,603	35,984,895
10 教 育 費		438,293	145,618,562	146,056,855
	1 教 育 総 務 費	7,868	18,638,443	18,646,311
	2 小 学 校 費	41,698	44,036,600	44,078,298
	3 中 学 校 費	111,956	27,681,954	27,793,910
	4 高 等 学 校 費	262,585	28,768,688	29,031,273
	7 特 別 支 援 学 校 費	△28,698	12,792,547	12,763,849
	8 社 会 教 育 費	28,103	1,803,603	1,831,706
	9 保 健 体 育 費	12,789	589,620	602,409
	11 学 事 費	1,992	10,047,163	10,049,155
歳 出 合 計		2,065,332	690,990,192	693,055,524

(単位 千円)

款	項	事 項	金 額
6 農 林 水 産 業 費	3 農 地 費	経営体育成基盤整備事業費 湛水防除事業費	75,000
	4 林 業 費	広域基幹林道開設事業費 普通林道開設事業費 一般台山事業費	74,503 7,562 210,734
	5 水 産 業 費	水源地域緊急整備事業費 林地荒廃防止事業費 栽培漁業事業費	7,755 10,919 40,305
8 土 木 費	2 道 路 橋 り よ う 費	交通安全施設整備事業費 道路改良費 単独道路改良費 橋りょう補修費	332,023 330,107 87,000 396,256
	3 河 川 海 岸 費	広域河川改修費 围防高潮対策事業費 河川災害関連事業費 単独河川改修費 ダム建設実施調査費 通常砂防事業費 自然災害防止事業費	232,856 250,183 250,001 19,951 297,560 254,800 11,755
	4 港 湾 費	港湾改修費 海岸防災事業費	49,969 120,820
	5 都 市 計 画 費	都市計画街路整備事業費	501,511

	都市公園整備事業費	491,010
合	計	4,509,580

第3表 債務負担行為補正
追 加

事 項	期 間	限 度	額
1 山口県スポーツ交流の村に係る指定管理者の指定をすること。	平成27年度から平成31年度まで	477,675千円	
2 山口県若者就業支援センターに係る指定管理者の指定をすること。	平成27年度から平成31年度まで	740,467千円	
3 ミラノ国際博覧会の出展に係る業務委託を一括契約すること。	平成26年度から平成27年度まで	30,000千円	
4 維新百年記念公園の公園施設に係る指定管理者の指定をすること。	平成27年度から平成31年度まで	1,303,113千円	
5 丹波ヶ浜海浜公園の公園施設に係る指定管理者の指定をすること。	平成27年度から平成31年度まで	146,735千円	
6 ウェルネスパークの公園施設に係る指定管理者の指定をすること。	平成27年度から平成31年度まで	153,175千円	
7 県営住宅等に係る指定管理者の指定をすること。	平成27年度から平成31年度まで	5,524,990千円	

平成26年度下関漁港地方卸売市場特別会計補正予算 (第1号)

平成26年度山口県の下関漁港地方卸売市場特別会計補正予算 (第1号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ713千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ538,820千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正 (単位 千円)

款 入 金	項 目	補 正 額	補正前の額	計
5 繰 入 金	1 他会計繰入金	713	242,668	243,381
歳 入 出	合 計	713	242,668	243,381
歳 入 出	合 計	713	538,107	538,820
款 入 出	項 目	補 正 額	補正前の額	計
1 下関漁港地方卸売市場費	2 市場管理費	713	538,107	538,820
歳 入 出	合 計	713	401,549	402,262
歳 入 出	合 計	713	538,107	538,820
平成26年度流域下水道事業特別会計補正予算 (第1号)				
平成26年度山口県の流域下水道事業特別会計補正予算 (第1号) は、次に定めるところによる。				
(歳入歳出予算の補正)				
第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ404千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,766,857千円とする。				
2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。				
第1表 歳入歳出予算補正 (単位 千円)				
歳 入 金	項 目	補 正 額	補正前の額	計
3 繰 入 金	1 他会計繰入金	404	183,055	183,459
歳 入 出	合 計	404	183,055	183,459
歳 入 出	合 計	404	1,766,453	1,766,857
款 入 出	項 目	補 正 額	補正前の額	計
1 流域下水道事業費	1 流域下水道費	404	1,766,453	1,766,857
歳 入 出	合 計	404	1,766,453	1,766,857
歳 入 出	合 計	404	1,766,453	1,766,857
平成26年度港湾整備事業特別会計補正予算 (第1号)				
平成26年度山口県の港湾整備事業特別会計補正予算 (第1号) は、次に定めるところによる。				

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,800千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,442,598千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)
第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(地方債の補正)
第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正 (単位 千円)

款	項	補正額	補正前の額	計
5 歳 入	債 債	1,800	1,430,000	1,431,800
	1 果 債	1,800	1,430,000	1,431,800
歳 入	合 計	1,800	3,440,798	3,442,598
歳 出	項 補正額	1,800	補正前の額	計
1 港 湾 整 備 事 業 費	1 港 湾 費	1,800	3,440,798	3,442,598
歳 出	合 計	1,800	3,440,798	3,442,598

第2表 繰越明許費 (単位 千円)

款	項	事	金額
/ 港 湾 整 備 事 業 費	/ 港 湾 費	港 湾 整 備 費	4,700

第3表 地方債補正 (単位 千円)

起債の目的	補正		後	
	限度額	起債の方法	限度額	起債の方法
港 湾 整 備 事 業	1,430,000	証書借付年8.0%以内は元金均等返済利率見直し	1,431,800	証書借付年8.0%以内は元金均等返済利率見直し

		方式で30年以内の資金に特別の借利率の先と協定した上で、見直し率に当る。		方式で30年以内の資金に特別の借利率の先と協定した上で、見直し率に当る。
--	--	--------------------------------------	--	--------------------------------------

平成26年度電気事業会計補正予算(第1号)

(総則)

第1条 平成26年度山口県の電気事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 平成26年度電気事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

科	目	補正予定額	既決予定額	計
第2款	電気事業費用	6,870千円	1,589,834千円	1,596,704千円
第1項	営業費用	6,870千円	1,432,120千円	1,438,990千円

(議会の議決を経なければ流用することできない経費)

第3条 予算第8条中「職員給与費485,527千円」を「職員給与費492,397千円」に改める。

平成26年度工業用水道事業会計補正予算(第2号)

(総則)

第1条 平成26年度山口県の工業用水道事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 平成26年度工業用水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

科	目	支	出	計
第2款	工業用水道事業費用	23,756千円	52,284,213千円	52,307,969千円
第1項	営業費用	23,756千円	5,550,862千円	5,574,618千円

(議会の議決を経なければ流用することできない経費)
第3条 予算第9条中「職員給与費887,007千円」を「職員給与費710,763千円」に改める。

(五) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十七年二月二日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県下関県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十七年一月九日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 申請のあった年月日

平成二十六年十二月二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 青少年教育支援協会

代 表 者 の 氏 名 阿多 淳弥

主たる事務所の所在地 下関市今浦町八番二五号

三 定款に記載された目的

地域の青少年に対して学習、文化及び社会に関する支援事業を行い、健全な育成の実現に寄与すること。

(六) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十七年二月十二日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県山口県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十七年一月九日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 申請のあった年月日

平成二十六年十二月十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 じゃがいもの会

代 表 者 の 氏 名 橋本 強

主たる事務所の所在地 山口市三の宮二丁目二番一〇号

三 定款に記載された目的

地域住民に対し生活を支援する事業を行い、地域と社会の福祉の増進を図り、もって広く公益に寄与すること及び災害時における救援活動の支援事業を行い、被災地の復興と福祉の増進に寄与すること。

(七) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款は、平成二十七年二月九日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県宇部県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十七年一月九日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 申請のあった年月日

平成二十六年十二月九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人きぼうの会

代 表 者 の 氏 名 吉村 陽子

主たる事務所の所在地 宇部市新天町二丁目四番一四号

(八) 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十七年一月九日から同年五月十一日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十七年一月九日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 (仮称) ドラッグストアモリ黒川店

所在地 山口市黒川六九七

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 株式会社ドラッグストアモリ 住 所 代表者の氏名

株式会社ドラッグストアモリ 福岡県朝倉市一ツ木二一四八の一 森 信

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

氏名又は名称 住 所 代表者の氏名

株式会社ドラッグストアモリ 福岡県朝倉市一ツ木二一四八の一 森 信

四 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十七年八月九日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

一、三〇二平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(一) 駐車場の収容台数

四七台

(二) 駐輪場の収容台数

二〇台

(三) 荷さばき施設の面積

六五平方メートル

(四) 廃棄物等の保管施設の容量

七立方メートル

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

氏 名 又 は 名 称 開店時刻 閉店時刻

株式会社ドラッグストアモリ 午前零時 午後一二時

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前零時から午後十二時まで

(三) 駐車場の自動車の出入口の数

二箇所

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後九時まで

八 届出年月日

平成二十六年十二月八日



正 誤

平成二十六年十二月二十四日山口県告示第四百十九号(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の十七第一項の規定による指定区域の指定)

一	ページ	段	行	誤	正
下	九〇	山口県山口環境保健所	山口県南環境保健所		

平成二十七年一月九日印刷
發行

發行
人所

山口
県知事
庁